

ホルムアルデヒドに係る主要な措置

(今回の改正で、特定化学物質の第3類物質から特定第2類物質へ変更されました)

対象となる作業と含有率

※ 特化則の規定の適用を受ける含有率に関わりなく、表示・文書の交付の規定（安衛法第57条・第57条の2）の適用をうける含有率については、平成20年11月30日まで1%以上、平成20年12月1日より0.1%以上となっています。

○ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般

○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

発散抑制措置

新規

3③以外は、平成21年3月1日より措置が必要です。ただし、平成20年3月1日～平成21年2月28日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から措置が必要です。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般について、ホルムアルデヒドのガスの発散による労働者のばく露を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 ホルムアルデヒドの製造工程（特化則第4条）

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 労働者に製造するホルムアルデヒドを取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入る作業、袋詰めの作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、ホルムアルデヒドが作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること

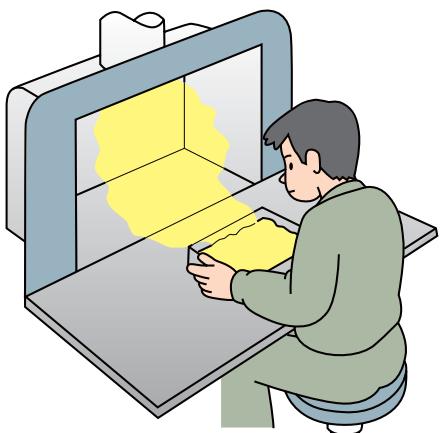
2 製造工程以外のホルムアルデヒドのガスが発散する屋内作業場（特化則第5条）

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

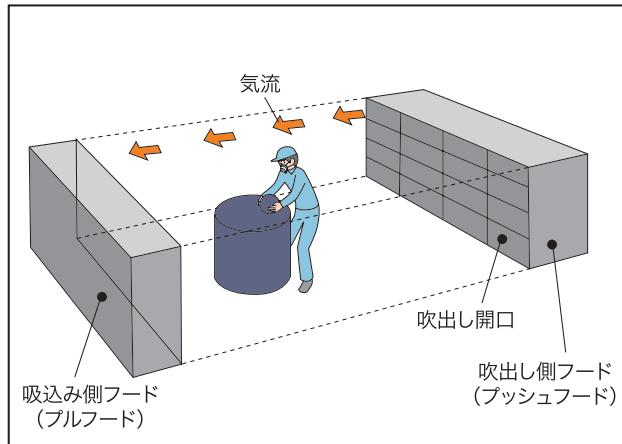
3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること（特化則第7条及び第8条）
(局所排気装置に係る抑制濃度は0.1ppmです。)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと（特化則第30、32、33、34の2、35条）
- ③ 設置計画の届出（安衛則第86条、第88条及び別表第7）
(設置・移転・変更しようとする日の
30日以上前に届出が必要です。)

3③の計画届は、製造設備・発散抑制設備を平成20年5月31日までに設置・移転・変更しようとするときは必要ありません。



局所排気装置（外付け式）の例



プッシュプル型換気装置（開放式・水平流）の例

漏えい防止又は緊急時のための措置等

従前より義務づけられています。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のもの(特化則で「特定化学設備」といいます。)からの漏えい事故等による労働者の健康障害を予防するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 漏えいの防止措置等

- ① 腐食防止措置(特化則第13条)
- ② 接合部の漏えい防止措置(特化則第14条)
- ③ バルブ等の開閉方向の表示等(特化則第15条)
- ④ バルブ等の材質等(特化則第16条)
- ⑤ 送給原材料の表示(特化則第17条)
- ⑥ 作業規程(特化則第20条)
- ⑦ 設備の改善等の作業時の措置(特化則第22条及び第22条の2)
- ⑧ 適切な容器の使用等(特化則第25条)

2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等

- ① 2以上の出入口(特化則18条)
- ② 計測装置の設置(特化則第18条の2)
- ③ 警報設備等(特化則第19条)
- ④ 緊急遮断装置の設置等(特化則第19条の2)
- ⑤ 予備動力源等(特化則第19条の3)
- ⑥ 不浸透性の床(特化則第21条)
- ⑦ 漏えい時の退避等(特化則第23条)
- ⑧ 救護組織、訓練等(特化則第26条)

3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検(特化則第31、32、34、34の2、35条)
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)

作業主任者

従前より義務づけられています。

(特化則第27条及び第28条)

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)については、「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから、**特定化学物質作業主任者**を選任し、次の事項を行わせなくてはなりません。

- ① 作業に従事する労働者がホルムアルデヒドに汚染され、又は吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。**
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための**装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。**
- ③ **保護具の使用状況を監視すること。**

